

龍ヶ崎市スポーツ少年団貸切バス利用助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、龍ヶ崎市スポーツ少年団本部（以下「少年団本部」という。）に加盟する単位スポーツ少年団（以下「単位団」という。）が大会に出場するために借り上げたバスに係る経費に対し、予算の範囲において龍ヶ崎市スポーツ少年団貸切バス利用助成金（以下「助成金」という。）を単位団に交付することについて、必要事項を定めるものとする。

(助成金の交付対象)

第2条 助成金の交付の対象となる者は、単位団とする。

(交付対象経費)

第3条 助成金の交付の対象となる経費については、バスを借り上げる場合の借上料とし、有料道路通行料、駐車場使用料、添乗員の報酬、キャンセル料、運転手の宿泊費等の経費は交付対象外とする。

(助成金の交付条件及び助成金額)

第4条 単位団に交付する助成金の交付条件及び助成金の額については、次のとおりとする。

- (1) 助成金の交付は、1単位団につき原則として年度当たり1回とする。
- (2) 助成金の交付対象となる貸切バスは、龍ヶ崎市契約事務規則第3条第2項に定める名簿に登載された市内の事業者から借り上げなければならない。ただし、繁忙期等の理由により名簿に登載された市内の事業者から貸切バスを借り上げることができなかった場合には、この限りではない。
- (3) 1単位団あたりの助成金の上限額については別表のとおりとし、バスの台数は1台、金額については別表の乗車人数に応じた金額を適用する。なお、複数日にわたりバスを使用する場合も別表の金額を上限とする。
- (4) 貸切バスに乗車できる者は、申請する単位団の指導者及び団員とする。

(交付申請)

第5条 助成金の交付を申請する単位団（以下「申請単位団」という）は、助成金交付申請兼請求書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、原則として出発日から起算して30日前までに龍ヶ崎市スポーツ少年団本部長（以下「本部長」という）に提出しなければならない。

- (1) 大会出場概要書（様式第2号）
- (2) 大会要項

- (2) 貸切バス乗車名簿（様式第3号）
- (3) その他本部長が必要と定める書類

（交付の決定及び通知）

第6条 本部長は、助成金の交付の申請があった場合は内容を精査し、助成金交付の可否を決定する。

- 2 本部長は助成金交付の可否を決定したときは、決定の内容を助成金交付（不交付）決定通知書（様式第4号）により、申請単位団に通知するものとする。
- 3 本部長は前項の規定により助成金の交付が決定したときは、速やかに申請単位団に助成金を交付しなければならない。

（実績報告）

第7条 助成金の交付が決定した単位団（以下「助成単位団」という。）は、大会終了後、速やかに変更申請兼助成金実績報告書（様式第5号）及び、次に掲げる書類を添えて本部長に提出しなければならない。

- (1) 運賃明細書
- (2) 領収書の写し

（助成金額の確定等）

第8条 本部長は前条の規定により変更申請兼助成金実績報告書が提出されたときは、その内容を審査し、交付すべき額を確定し、助成金交付額確定通知書（様式第6号）により、当該助成単位団に通知するものとする。

- 2 前項の規定により交付すべき額として確定した額が第6条第2項の規定により既に通知した交付額と相違しないときは、前項の通知を省略することができる。

（補足）

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、本部長が定めるものとする。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から適用する。

別表（第4条関係）

参考車種	乗車人数	上限額
小型バス・マイクロバス	11人以上	90,000円
中型バス	20人以上	110,000円
大型バス	30人以上	130,000円